情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務(以下「本業務」という。)の実施に当たって乙が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項(以下「セキュリティ特記事項」という。)として定めるものである。

(用語の定義)

- 第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体(USBメモリ等を含む。)
 - (2)ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これを印刷した文書を含む。)
 - (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

- 第3条 乙は、甲に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者(以下「セキュリティ責任者」という。)を書面で明らかにしなければならない。
- 2 乙は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で甲に連絡しなければならない。 (業務従事者の特定)
- 第4条 乙は、甲の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者(派遣 社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。)を書面で明らかにしなければな らない。
- 2 本業務の従事者に変更がある場合は、乙は速やかに連絡し、甲からの要求があれば書面で甲に報告しなければならない。
- 3 本業務の履行のため、本業務の従事者が甲の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、甲の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育(セキュリティ特記事項の遵守を含む。)など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならなない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本業務の履行に際し知り得た情報及び甲が秘密と指定した情報(以下「取得情報」という。)を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 乙は、甲の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡され、又は 自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が甲に帰属するものに限る。以下 「管理対象情報」という。)を、甲が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失 又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1)第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について甲に報告すること。
- (2)本業務を処理することができる機器等は、乙の管理に属するものに限定するものとし、乙の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等乙の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3)甲の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、 第7条の規定により甲が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、甲の指示又は承認を受 けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保の ために必要な措置を講ずること。
- (4)甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために甲から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5)管理対象情報を、業務終了後直ちに甲に引き渡すこと。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6)管理対象情報を、甲の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を甲へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 乙は、甲の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の 目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

- 第10条 乙は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、甲への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。
- 2 乙は、甲に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び 所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施 方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法 等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 乙は、甲の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ 特記事項(第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。)の遵守を義務づけるとともに、これに対 する管理及び監督を徹底しなければならない。また乙は、甲の要求があったときは、要求を受けた 日から1週間以内に、再委託先(再々委託している場合は再々委託先も含む。)における本業務 の従事者を書面で明らかにしなければならない。
- 4 乙は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で甲に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する 必要があると認めるときは、乙の建物も含め実地に調査し、又は乙に対して説明若しくは報告をさ せることができる。

(指示)

第12条 甲は、乙が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不 適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

- 第13条 乙は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故(以下「事故等」という。)が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、本業務について事故等が発生した場合は、甲が県民に対し適切に説明するため、乙の名 称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。 (実施責任)
- 第14条 乙は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。
- 2 乙は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 乙は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく甲に連絡し、甲からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(誓約書)

第16条 乙は、本業務を実施するにあたり、セキュリティ特記事項を遵守することを記載した誓約書を作成し、契約書と同じ印を押印の上、甲に提出しなければならない。